

漢代詔書の形態について

大 庭 脩

はじめに

本論考は、漢代法典研究のための予備段階の一つとして、漢代の詔書を形態によって分類したもので、既に関西大学東西学術研究所論叢五十二に発表した「居延出土の詔書冊と詔書断簡について」と題する研究と姉妹篇の關係にある。先の論考が主として新出資料による復原的研究と資料紹介を主眼としたのに対して、本論考は旧来より存する典籍、刻石等に著録されていた漢代の詔書を主な対象にしている。本論考の目的が資料の分類整理にある關係上文献の引用は殆んど省略をしていないから、煩雜をまぬがれない。しかし、将来、文書形式を論じ、更に立法手続を考える為には、一度は要求される作業であるから止むを得ない。この点を、読んで下さる各位にあらかじめお断りしておく。

一 漢代詔書の分類規準

漢代の詔書を分類しようとするときに、一応その規準とすべきものに当時の制度の書がある。後世、例えば唐代においては、敦煌発見の公式令断片や、大唐六典及び我が養老公式令などの制度を記した書があって、制勅の書式とその用法——どういう場合に用いられるか——が明らかにされている。ところが漢代ではそういう制度の書の殆んどが散佚しているためと、未だ公式令に相当するような令の成立が未熟であったために多大の困難が存している。詔書の分類規準とすべき当時の制度の書といえば、わずかに後漢書光武本紀、建武元年の条の章懷太子注に引く「漢制度」の佚文と、後漢の蔡邕の「独断」とを数えるにとどまって「漢旧儀」をはじめその他の書に関しては、關係のある佚文を見出し得ない。「漢制度」と「独断」とは殆んど相異のない様な記事であるが、それは「漢制度」という書の著者が多分胡広であろうと思われるから、蔡邕は胡広の弟子ともいべき關係の人であることと、両書が共に後漢の後半に成立しているためであろう。今便宜に従って両者の記

事を比較してしめすと次の様である。

漢制度

帝之下書有四。一曰策書。二曰制書。三曰詔書。四曰誡勅。

策書者編簡也、其制長二尺、短者半之、篆書起年月日、稱皇帝、以命諸侯王三公、以罪免亦賜策、而以隸書、用尺一木兩行、唯此爲異也。

制書者帝者制度之命、其文曰制詔三公、皆璽封、尚書令印重封、露布州郡也。

独断

(漢天子正号曰皇帝。) 其命令。一曰策書。二曰制書。三曰詔書。四曰戒書。

策書、策者簡也、禮曰、不滿百文、不書於策、其制、長二尺、短者半之、其次一長一短、兩編、下附篆書、起年月日、稱皇帝曰、以命諸侯王三公、其諸侯王三公之薨于位者、亦以策書誅諡其行而賜之、加諸侯之策、三公以罪免、亦賜策、文體如上策而隸書、以尺一木兩行、唯此爲異也。

制書帝者制度之命也、其文曰制詔三公、赦令贖令之屬是也、刺史太守相劾奏、申下土、遷文書、亦如之、其徵爲九卿、若遷京師近臣、

詔書者詔誥也、其文曰告某官云云、如故事。

誡勅者謂勅刺史太守、其文曰有詔某官、它皆倣之。

則言官、具言姓名、其免若得罪、無姓、凡制書、有印使符、下遠近皆璽封、尚書令印重封、唯赦令贖令召三公詔朝堂受制書、司徒印封、露布下州郡。

詔書者詔誥也、有三品、其文曰告某官某、如故事、是爲詔書、羣臣有所奏請、尚書令奏之、下有司曰制、天子答之曰可、若下某官云云、亦曰詔書、羣臣有所奏請、無尚書令奏制之字、則答曰已奏、如書本官下所當至、亦曰詔。戒書、戒勅刺史太守及三邊營官、被勅文曰、有詔勅某官、是爲戒勅也、世皆名此爲策書、失之遠矣。

こうして比較してみると、両書の記載はよく似ており、独断の方が詳しいが、章懷太子注は必ずしも漢制度の全文を引用したとは限らぬから、両書の原型においてはどれほ

どの違いもなかったかも知れない。それはいずれにしても、今日では独断の記事が最も重要な規準になることは明らかである。

さてその記事によれば、漢の皇帝の命令は、策書、制書、詔書、戒書（戒勅）の四種にわかたれ、書式と使用される場合を異にしており、更に書写される材料、書体、命令書行下の方法の規定が定まっているものもある。ところが、書写材料や書体は現物の残っていない今日——よし残っていないも転写されたもので、皇帝が下した原初のものない今日では、それが分類の規準になるわけではない。従って、自然書式、即ち命令文構成上の一定の文言を備えているかどうかという、文章の形式の面からと、その命令の使用されている場合、即ち何を命令しているかという、内容の面からとの二つの規準を考えなければならぬことになる。この規準のうち特に文章の形式の上から漢代の制詔についての研究の業績が積まれてきていると考えられ、特に制書に關しては、神田喜一郎博士が中常侍樊安碑中の完全な例文を指摘され、王国維氏、滝川政次郎博士は敦煌漢簡の中から制書断簡を見出して論じられたのであった。私は先に漢代官吏の辞令について考察した際、策書の例として漢官旧儀の中に採録されている神爵三年の丞相任命の策、同じく五鳳三年の御史大夫任命の策をあげ、史記三王世家中の齊王の策と比較し、また制書の例として隸釈卷十五にある費亭侯曹騰碑陰の、曹騰に費亭侯の印綬を贈る制文を附加して、先学の驥尾に附した。^①

その後、最近になって、更に制書の新しい例文が紹介できることになった。それは、一九五九年に甘肅省武威県磨咀子において行われた漢墓の発掘に伴ない、中国にあって玉杖十簡、或いは鳩杖詔令木簡などとよばれている木簡の出土があり、その中に

制詔御史曰年七十受王杖者比六百石入官廷不趨犯罪耐以上毋二尺告劾有敢徵召侵辱者比大逆不道建始二年九月甲辰下

という成帝建始二年の制書が含まれている。^②

何故に新しい資料が増えたと特筆せねばならないかといえば、神田博士と滝川博士が過去にとりあげられていることとわかるように、中国の古文書学の上からと、中国の法制史の上からと両方の角度から重要な資料だからであるが、わけでも意味深いことは、漢代の制詔は現存する文献、金石文等の既存資料の中に数多いけれども、その殆んどは節略された形で記載されていて、首尾を具備したものが極めて稀だからである。例えば、武帝が元光二年春の匈奴を討たんことをはかった詔は、漢書武帝紀では

詔問公卿曰、朕飾子女以配單于、金幣文繡、賂之甚厚、單于待命加媿、侵盜亡已、邊境被害、朕甚閔之、今欲舉兵攻之、何如。

とあるが、文館詞林卷六六二に収めた同じ詔文は、「制詔公卿曰」と作っている。この場合、『独断』に制書は「其文曰制詔三公」とする規準を適用してこれが制書であるか否かを決めようとすれば、漢書のみを利用すれば否定する

結果になってしまふであろう。また例えば、隸釈卷十五に採録する安帝元初六年十二月の賜豫州刺史馮煥の詔は

告豫州刺史馮煥今下欠

常爲效用邊將統御下欠

内以威恩撫諭杜下欠

去年鮮卑連犯鄯塞下欠

過掩卒搗擊無距捍下欠

率攝大守以下進退下欠

曾不表罪誅多擁下欠

麗王宮懷狡輕猾下欠

職下欠

絶宮不自效楚下欠

化頃屬樂浪久矣下欠

當所謂設訖不定決下欠

月左右欲來犯法下欠

北顧傷心口煥有下欠

冀煥能竭心盡慮有下欠

上如不從化督録部下欠

惟前後詔書以前人下欠

侍御史便宜數上下欠

元初六年十二月

とあって上半八字を残して下半の石が欠除しているが、洪邁が漢制度をひいて考証しているように、文頭の「告豫州刺史馮煥」とあるのは、『独断』の詔書の項に「其文曰告某官某」とある文言にてらして詔書の形式に適っているとい

え、他に類例のない貴重な資料であるにも拘らず、下半部の欠除のために結文の「如故事」がなく、その文言と詔の正文とのつながりが一般にどうなるのか見当がつかない。私見ではこの「如故事」の文言は宋書礼志の元嘉二十六年皇太子監国の時に有司の奏した儀注に

令曰下司徒令報聽如某所上某官宣攝行如故事。文書如千里驛行。(外上事内処報下令書儀)

令司徒某事云云令如是某下所屬奉行如故事。文書如千里驛行。(令書自内出下外儀)

令書某官某甲令以甲爲某官如故事。(令書板文準於詔事板文)

などである文言、中でも最後の詔事に準じた令書の書式に先行するものと考えたいのであるが、確たる証拠がないのみならず、厳密に言えば賜馮煥詔を詔文と決断することをばからねばならぬかも知れない。

右にあげた二例から明らかなように、現存の文獻には節略改変があり、石刻には原石の不完全なものもあり、文体の形式から漢代の制詔を分類しようとしても現存資料は限界が有り過ぎることになる。それでは新出資料である簡牘に期待するといえ、武威漢簡の出土の如きも、或いは私が先に試みた居延漢簡の中の元康五年詔書冊の復元の如きも、全くの幸運な偶然に依存する度合が甚だ高いわけである。ということは、形式による分類は既に限界に達して大した希望が持てないというわけになる。それでは内容からの分類はどうかといえ、なるほど赦令、贖令など

と『独断』に書いてあるものはよいが、それ以外はどうであらう。例えば先程の元光二年の武帝の制詔が、何故内容的に制書でなければならぬのかという問には簡単に答えられない。賜馮煥詔にしても「有詔勅豫州刺史馮煥」と作っていないからよいが、内容を見ると「戒勅刺史太守及三辺管官」と『独断』にいう戒書と考える危険性をはらんでいゝる。結局、規準にしようとする『独断』の記事が簡單で、総べてを覆っていないことと、資料が不完全であることから、形式、内容両方面からの分類はいずれも障害に直面しているというわけである。

そこで私は、節略されている現存文献上の制詔が、どういふ部分が節略されているのか、否むしろ、どういふ部分が残されているのかを考えてみたいと思うのである。節略されている部分は、恐らく定式にはまる決まり文句が多い筈であるから、残っている部分を用いて何等かの分類ができるものであらうか。そうすると、この分析は自然、制詔がどういふ過程を経て下されるかという点にかかってくるように思われる。この角度から追求すると、それは制詔が単行詔令たる性格をもっている点より、単行詔令の立法過程をみることもなるのである。その意味で、史記三王世家は、武帝の三皇子を諸侯王に封ずる冊が発布されるにいたる以前、霍去病が皇子の位号を定むべきことを上疏してから、宮廷會議が開かれて、最後に決定する迄の上奏と批答の往復が記録されていて、漢朝における政治のあり方を如実にしめす絶好の資料であり、私は先に「史記三王世

家について——漢代公文書の様式よりみた研究覚書——」と題する一篇を書いて文書形式の上から注釈を加え、一つのモデルケースをしめしておいた。本稿はその考察のあとをふまえてその他の一般の場合を考究してみようとするのである。^⑧

二 制詔の内容による分類(第一形式)

史記三王世家において見られた特色は、上奏に対する批答、批答に対する上奏の繰返しが行われていることであるが、これは皇帝と群臣の意見が異なるからで、最後は群臣の奏を可とする皇帝の批答によって決定し、それが公布される。しかしこの形式は最も複雑なもので、本稿の分類では第三形式として後述したいと思う。

第一の形式としてあげるべきものは、皇帝が自らの意志で命令を下す場合である。この場合、皇帝の意志決定にあたって特定の官僚の助言が有ったかどうかとか、或いは皇帝が幼少、病弱のため、事実上の意志決定は後見者によって行われたとかいふ様な個々の特殊事情は問題が別であって考慮する必要はない。

この命令を内容から考えると、まず官僚に治政の方針や心得を示すときで、『独断』に

詔猶告也、告教也。

とする教の意味を持っている。この中には従って、国の大事の宣言が重要な部分をしめている。次に特定の官僚に恩典をほどこす時で、即ち封爵を与え、或いは致仕に際して

存問する時、更にこれを拡大すれば官僚の任免を含む。次に一般民庶に対して恩典をほどこす時で、赦、民爵の賜与、復除などである。この種の命令をうけた時は官僚はすべて命に服従してその実現に努力すればよい。

これらの文例は極めて多数有り、その文体には必ずしも共通の特色を見出すことは困難である。ただ、指摘しておいてよいことは、「布告天下使明知朕意」という句がついているもののあることで、その例は早く高祖十二年三月に出された「不義をいだいて天子に背き擅まに兵を挙ぐる者は、天下と共に之を誅伐せん」という宣言にみえ、その後文帝の「匈奴と和親す」る事を定めた宣言、文帝の遺詔、景帝の「二千石に職を修む」べきことを戒めた詔、元帝初元元年の「使を遣わして天下を循行せしむる」詔、永光四年十月の「初陵に県邑を置く勿」き旨を述べた詔、哀帝建平二年の「大赦改元」の詔、平帝元寿二年の「赦前の事を挙ぐるを禁ず」る詔（文は布告天下使明知之に作る）などにある。また後漢においても、章帝の建初元年、「東作に刑を緩む」る詔、和帝章和二年「塩鉄を罷むる」詔などにこの句が存し、国家の重大な政策をしめす詔書に用いられているのである。なお注意すべきことには、例えば哀帝建平二年の「大赦改元」の詔は、漢書哀帝紀、同李尋伝、及び文館詞林卷六六八にみえるが、哀帝紀では半ば以上節略されて文頭の「制詔丞相御史」は「詔曰」とし、文末の「布告天下使明知朕意」は削去されている。だから、この慣用語は今指摘した詔以外にも用いられていた筈である。ただ

し、全く慣行的に用いられたのではなく、実質的な意味を持っていたことは、武帝元鼎五年、卜式に対して爵関内侯を賜与する詔に「布告天下使明知之」の句があるのをみて考えられる。すなわち、史記平準書にいうように、当時の列侯・百姓がみな財を隠し、南越討伐に加わろうとしなかったのに対して、武帝は自発的に従軍を申し出た卜式を優遇して一般を諷諭しようとしたのであって、ふつう個人の賜爵・任官等にはこの句はない。この事実をみれば、確かにこれは意識的政策的に附けられた文言であり、実質的な意味を持っていると見なければならぬ。

次に、「以称朕意」という句も第一の形式に比較的多いと思われる。普通官僚の任命に多いが、時には宣帝地節三年の「延平を置く」詔や、成帝鴻嘉四年の「恤民」の詔などにも見られるものである。要するに私が第一形式とみなすものは、皇帝の自発的な意志により、一方的に出される命令であって、最も重要なものである。

第二の形式は、官僚が委任されている権限内で、自らの職務を遂行する為に発意して献策し、皇帝がそれを認可した結果、皇帝の命令として公布されるものである。『独断』の記載の中では、詔書の項に

羣臣有所奏請、尚書令奏之、下有司曰制、天子答之曰可、亦曰詔書。

とあるのに該当する。この形式の実例は極めて少ない。実は、日常の政務処理の上からはこの形式が最も多かった筈

であるが、それだけに青史にとどめらるべき大事件などの有るよしもない。実例の一つは私が先に考証した居延出土の元康五年の詔書冊である。

御史大夫吉昧死言丞相上大常昌書言大史丞定言元康五年五月二日壬子夏至宜寢兵大官抒井更水火進鳴鶴謁移以聞布当用者・臣謹案比原宗御者水衡抒大官御井中二、千、石、令官各抒別火官先夏至一日以除隧取火授中二、千、石、官在長安雲陽者其民皆受以日至易故火庚戌寢兵不聽事盡甲寅五日臣請布臣昧死以聞

制曰可

というのがその詔文である。

元康五年五月二日壬子の日が夏至にあたるので、兵を寢め、水火を改める行事をなすべきことを、天時星曆を掌どり、時節禁忌を奏する職務にある太史令の丞、定から発議され、その発議は直屬上官の大常蘇昌によって丞相魏相にとりつがれ、丞相は御史大夫丙吉に伝え、丙吉はその具体的な細目を決めて皇帝に奏上した。皇帝はその奏を可としたので、奏上した内容がそのまま詔書として全国の関係官に通達されたのである。

今一つの事例は史記三王世家の中にある。先に私の行った考証の分類でR・Sと略称した部分、④即ち

太僕臣賀行御史大夫事昧死言、太常臣充言、卜入四月二十八日乙巳、可立諸侯王、臣昧死奏輿地圖、請所立國名、礼儀別奏、臣昧死請。

制曰、立皇子闕為齊王、且為燕王、胥為広陵王。

がそれで、御史大夫事務取扱の太僕公孫賀が、諸侯王を立てる吉日に関する太常の報告を奏上し、地図によってその国名を決定される様に申請し、皇帝が国名を決定したのであるが、これもまた関係官に下達されている。

隸釈卷一所収の孔廟置守廟百石卒史碑にある詔も第二形式に分類される。

司徒臣雄司空戒稽首言、(A)魯前相瑛曰、詔書崇聖道勉學、藝、孔子作春秋制孝經、(B)五經、演易繫辭、經緯天地、幽讚神明、故特立廟、褒成侯四時來祠、事已即去、廟有禮器、無常人掌領、請置百石卒史一人、典主守廟、春秋饗禮、財出王家錢、給大酒直、須報、謹問、大常祠曹掾馮牟、史郭玄辭對、(B)故事辟雍禮未行、祠先聖師、侍祠者孔子子孫、大宰大祝令各一人、皆備爵、大常丞監祠、河南尹給牛羊象鷄□□各一、大司農給米祠、(C)臣愚以為如瑛言、孔子大聖、則象乾坤、為漢制作、先世所尊、祠用衆牲、長吏備爵、(C)欲加寵子孫、敬恭明祀、傳于罔極、可許、臣請魯相為孔子廟置百石卒史一人、掌領禮器、出王家錢、給大酒直、他如故事、臣雄、臣戒、愚懇誠惶誠恐頓首頓首死罪死罪、臣稽首以聞。

制曰可

この詔は、孔子廟に廟を守る百石の卒史を置きたい旨の前の魯国の相瑛の建議(A)をうけた司徒司空が、先例について祭祀の担当の大常祠曹掾史に下問して答申(B)を得、瑛の議に従って百石卒史を置き、祭祀の犠牲の費用は王家の錢を支出し、その他は故事に従うのがよいと建言し(C)

制可を得たものである。すべて司徒司空の権限内で取りはこばれて、単に帝意を得るのみで詔書として下達されている。

以上のような、行政事務の範囲内で処理できる事柄について、皇帝の認可を得て施行する場合を第二の形式と考える。あたかも唐代の敕旨、敕牒に相当する。

右の第一及び第二の形式が漢代の制詔の基本形式である。そして、この両形式を併用した第三形式が考えられる。第三形式は最も注目を要するので次節に論じたい。

三 制詔の内容による分類（第三形式）

第三の形式は、皇帝自らの意志で命令を下すが、下命の対象は一部の特定官僚に限られ、それら特定官僚の答申を必要とする場合である。これを内容からみれば、一つは官僚に政策に関する意見を徴するときであり、いずれかの意見を採用した後、改めて命令を下すか、或いはその意見をそのまま可として命令とするかによって結果は第一形式か、第二形式かに帰することになる。今一つは、政策の大綱或いは皇帝の意志の指向をしめし、その実現の為の詳細な立法を官僚に委託するときで、特別に第三の形式として特記する必要があるのはこの場合である。これは、皇帝の立法意志の表明が第一の形式でなされ、官僚の答申が奏請の形式でなされたあとに制可があつて第二形式となり、第一形式と第二形式が復合して一つの命令として公布されるのである。以下に実例を以て説明を加えよう。

この例の典型的なものは漢書刑法志にある文帝の肉刑廢止の際の記事である。今刑法志の記事を整理して掲げる。

A 即位十三年、齊太倉淳于公、有罪當刑、詔獄逮繫長安、淳于公無男、有五女、當行會逮、罵其女曰、生子不生男、緩急非有益也、其少女緹縈、自傷悲泣、迺隨其父至長安、上書曰、

B 妾父爲吏、齊中皆稱其廉平、今坐法當刑、妾傷、夫死者不可復生、刑者不可復屬、雖後欲改過自新、其道亡繇也、妾願沒入爲官婢、以贖父刑罪、使得自新、

C 書奏天子、天子憐悲其意、遂下令曰、

D 制詔御史、蓋聞有虞氏之時、晝衣冠、異章服、以爲戮、而民弗犯、何治之至也、今法有肉刑三、而姦不止、其咎安在、非乃朕德之薄而教不明與、吾甚自愧、故夫、訓導不純、而愚民陷焉、詩曰、愷弟君子、民之父母、今人有過、教未施而刑已加焉、或欲改行爲善、而道亡繇至、朕甚憐之、夫刑至斷故體、刻肌膚、終身不息、何其刑之痛而不德也、豈稱爲民父母之意哉、其除肉刑、有以易之、及令罪人各以輕重、不亡逃、有年而免、具爲令、

E 丞相張蒼、御史大夫馮敬、奏言、肉刑所以禁姦、所由來者久矣、陛下下明詔、憐萬民之一有過被刑者、終身不息、及罪人欲改行爲善、而道亡繇至、於盛德、臣等所不及也、臣謹議、請定律曰、諸當髡者、完爲城旦舂、當黥者、髡鉗爲城旦舂、當劓者答三百、當斬左止者答五百、當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賕枉法、守縣官財物而即盜之、已論命、復有答罪者、皆棄市、罪人獄已決、

完爲城旦舂、滿三歲爲鬼薪白粲、鬼薪白粲一歲、爲隸臣妾、隸臣妾一歲、免爲庶人、隸臣妾滿二歲、爲司寇、司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人、其亡逃及有罪耐以上、不用此令、前令之刑、城旦舂歲而非禁錮者、如完爲城旦舂歲數以免、臣昧死請。

F 制曰可

A は文帝が肉刑廃止を決意する直接の原因となった緹縈の上書が、いかなる事情でなされたかの経緯を説明した部分で、B はその上書の内容、C は経緯を述べる漢書の地の文である。そしてD が肉刑廃止の趣意を述べて、法文化することを官僚に命ずる——第一形式の——命令、E がその命令に対する答申であり、F において認可されて、E F をあわせて第二形式の命令であると私はみている。そして、この命令が公布されるにあたっては、D E F がすべて一つの命令として公布されたのであらうと考え、D E F を以て第三形式とするのである。

第三形式の命令が、史書に採取せられる場合に、皇帝の命令の部分、官僚の答申の部分のいずれかが省略されることは幾多の例のあることで、げんにこの肉刑廃止の記事は史記孝文本紀ではD を掲げてE F は省略している。この点はこの詔をみる場合にも、第三形式に該当する詔は注意を要する。また、形式上はととのついても、文章表現は節略改竄されていることがあるのも注意を要する点で、肉刑廃止の刑法志の記事と、史記三王世家の文とを比較すれば少くも文書としての慣用句が節略されていることは歴然と

しており、刑法志の文は、もとの詔文に忠実でありながらも漢書の文として消化されているのに気づくのである。このような問題点にふれるためには、なお一二の史料を追加する必要がある。

漢書卷七十四魏相伝にある魏相の上言の中に、高皇帝所述書天子所服第八という詔がある。それは

大謁者臣章、受詔長樂宮曰、

令群臣議天子所服以安治天下

相國臣何、御史大夫臣昌、謹與將軍臣陵、太子太傅臣通等議、春夏秋冬天地所服、當法天地數、中得人和、故自天子王侯有土之君、下及兆民、能法天地、順四時、以治國家、身亡禍殃、年壽永究、是奉宗廟、安天下之大禮也、臣請法之、中謁者趙堯舉春、李舜舉夏、兒湯舉秋、貢禹舉冬、四人各職一時、大謁者襄章奏、

制曰可。

という文である。相國臣何は肅何、御史大夫臣昌は周昌、將軍臣陵は王陵、太子太傅臣通は叔孫通と考えられる。時期は史漢の年表などを参照すると、肅何、周昌、叔孫通がそれぞれこの官にある時期がうまく得られず、検討を要するのであるが、今は齊召南に従って高帝の十年初としておく。この詔が私のいう第三形式であることは明らかであるが、特に強調したいのは、宣帝の時代においても、高祖十年の詔が全文——もともと天子の所服がどう決まったのか一向にわからぬから魏相が引いたのが全文でないかも知れぬが、少くも形式上は全文——保存され、廷議に引用され

ている事実のあることである。このことは、第三形式の詔は形式を完全に残されて始めて意味があるという主張の根拠になるであろう。

次に、この形式の詔でありながら、史漢においては分載されている例をあげる。史記、漢書の儒林伝の序に、公孫弘が博士弟子の官員を置くことを奏請する文が引用されている。この文には功令の字もあって、法制史料として極めて重要なものである。

A 請曰、

B 丞相御史言、

C 制曰、蓋聞、導民以禮、風之以樂、婚姻者居室之大倫也、今禮廢樂崩、朕甚愍焉、故詳延天下方正博聞之士、咸登諸朝、其令禮官勸學講義、洽聞舉遺興禮、以為天下先、太常議與博士弟子、崇鄉里之化、以廣賢材焉、

D 謹與太常臧、博士平等議曰、聞三代之道、鄉里有教、夏曰校、殷曰序、周曰庠、其勸善也、顯之朝廷、其懲惡也、加之刑罰、故教化之行也、建首善、自京師始、由內及外、今陛下昭至德、開大明、配天地、本人倫、勸學脩禮、崇化厲賢、以風四方、太平之原也、古者政教未洽、不備其禮、請因舊官而興焉、為博士官置弟子五十人、復其身、太常擇民十八已上儀狀端正者、補博士弟子、郡國縣道邑、有好文學、敬長上、肅政教、順鄉里、出入不悖所聞者、令、相、長、丞、上屬所二千石、二千石謹察可者、當與計偕詣太常、得受業如弟子、一歲皆輒試、能通一藝以上、補文學掌故缺、其高弟可以為郎中者、太常籍奏、即有秀

才異等、輒以名聞、其不事學若下材、及不能通一藝、輒罷、而請諸不稱者罰、臣謹案詔書律令下者、明天人分際、通古今之義、文章爾雅、訓辭深厚、恩施甚美、小吏淺聞、不能究宣、治禮掌故、以文學禮義為官、遷留滯、請選其秩比二百石以上、及吏百石通一藝以上、補左右內史大行卒史、比百石已下、補郡太守卒史、皆各二人、邊郡一人、先用誦多者、若不足、乃擇掌故、補中二千石屬、文學掌故、補郡屬備員、請著功令、佗如律令。

E 制曰可。

右の分類で、Aは史漢の地の文である。Cの制曰の文が先ず問題になろう。これは申すまでもなく、Bの丞相御史の奏文に含まれている。そしてこの詔は、漢書武帝紀、元朔五年六月の条にある詔と同文であり、その後には

丞相弘、請為博士置弟子員。

としている。この武帝紀の記述は、儒林傳序の公孫弘の上請を指しているのは明らかである。ここにおいて私は、先に史記三王世家について考察した際の指摘を引用しなければならぬ。それは、漢代の公文書において、覆奏、若しくは覆信の場合、必ず受領した制詔若しくは移書の内容を、原則としては全文、時には省略した形において書いていることである。^⑥ そうすれば、このCの制文は、BよりDにいたる丞相御史の奏請文中に引用されたものである以上、儒林傳序にある公孫弘の上請とは、実は元朔五年六月の詔に對する覆奏文であることは明白である。そして、この覆奏は、Eにおいて制可されているから、班下された詔である

ことも明らかで、結局元朔五年六月の詔と、B以下を結べば、本来は第三形式の命令であったことになり、それが本紀と列伝に分載されたという事情が判明してくるのである。

それでは或る詔が、果して第三形式の初にあたる詔か否かを判断するのに手がかりとなる文言があるであろうか。私は文帝肉刑廃止の詔のDの末尾にある「具為令」の文言を注目したい。この語は、「前述の意を具現して令をつくれ」という命辞である。類例を挙示してみると、文帝元年三月の詔に

老者非帛不煖、非肉不飽、今歲首不時使人存問長老、又無布帛酒肉之賜、將何以佐天下子孫、孝養其親、今聞吏稟當受糶者、或以陳粟、豈稱養老之意哉、具為令、

とあり、顔師古は「使其備為條制」といつている。しかもこの詔に続いて

有司請、令縣道、年八十以上、賜米人月一石、肉二十斤、酒五斗、其九十以上、又賜帛人二疋、絮三斤、賜物及當糶糶米者、長吏閱視、丞若尉致、不滿九十、畜夫令史致。二千石遣都吏循行、不稱者督之、刑者及有罪耐以上、不用此令。

とある文は、「有司請」とある語よりして前詔に対する答申の節略されたものであり、必ずやこの後には「制曰可」があつて、第三形式を具備していたに違いない。また、景帝元年七月の詔には

吏受所監臨、以飲食免、重、受財物、賤買貴賣、論輕、

廷尉與丞相更議著令。

と、「議著令」という文言があり、「具為令」と同様の文言と考えられるが、続く文に

廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩、受其官屬、所監、所治、所行、所將、其與飲食、計償費勿論、它物、若買故賤、賣故貴、皆坐臧為盜、没入臧縣官、吏遷徙免罷、受其故官屬所將監治送財物、奪爵為士伍免之、無爵罰金二斤、令没入所受、有能捕告、與其所受臧。

とあるのは、まさしく詔の命ずる所に従つて、廷尉と丞相が議して令文を作っているのであつて、第三形式の節略されたものである。

武帝元朔六年六月の詔にも「其議為令」の文言がある。

朕聞五帝不相復禮、三代不同法、所繇殊路、而建德一也、蓋孔子對定公以徠遠、哀公以論臣、景公以節用、非期不同、所急異務也、今中國一統、而北邊未安、朕甚悼之、日者大將軍巡朔方、征匈奴、斬首虜萬八千級、諸禁錮及有過者、咸蒙厚賞、而欲移賢者、無所流貶、其議為令。

右の詔文は漢書武帝紀にみえるものである。これは申すまでもなく武功爵をおく際の詔であるが、史記平準書においても

朕聞五帝之教、不相復而治、禹湯之法、不同道而王、所由殊路、而建德一也、北邊未安、朕甚悼之、日者大將軍攻匈奴、斬首萬九千級、留蹕無所食、議令民得買爵、及贖禁錮免減罪。

という詔文になっている。この両者には相当文字の出入が

あり、特に斬首の数が万八千級か万九千級かなどといえば両詔の比較のみでは決めようもないことである。しかし、両詔が本来同一の詔であつて、史記と漢書で節略の個所を異にした為に生じた異同であることは疑いない。それでは原初の詔の結文が、「其議為令」であつたのか、「議令民得買爵及贖禁錮減罪」であつたのかを考えるのに、漢書武帝紀ではこのあとに、

有司奏請置武功賞官、以寵戰士。

としているが、史記平準書ではこのあとに

請置賞官、命曰武功爵、級十七萬、凡直三十餘萬金、諸買武功爵官首者、試補吏、先除、千夫如五大夫、其有罪又減二等、爵得至樂卿、以顯軍功。

という文が続いている。ところで一方、漢書の食貨志の同じ武功爵の項では、

有司請令民得買爵、及贖禁錮免減罪。

とあり、以下史記平準書と同文が続いている。従つて、「民をして爵を買い、及び禁錮を贖い、罪を免減するを得しめん」という句は、漢書は有司の請であるとし、史記では帝の意志であるとしていることになる。若し、漢書の食貨志のみを単独で読んだ場合は、全く有司の発意でこの制度が作られ、帝意がはたらいたかどうかは明言できないのであるが、漢書全体の構成からみると、本紀に詔が掲げられ、食貨志に帝命に対する官僚の覆奏が掲げられていることが明らかで、この記載方式は先述の博士弟子を置いた元朔五年の武帝紀と儒林傳との間に見られた方式の、更に原

資料を漢書の地の文に消化したものとみられる。私は、漢書は史記よりも原資料により忠実であるという一般的傾向がここにもあらわれていると思う。従つて、史記平準書では、更に詔と有司の奏請の一部とを節略合一して「議為令」の句を消滅させたのだと考える。そして、平準書と食貨志の共通の部分たる「請置賞官」以下は、有司の奏請の文中より採つた文字であるうと考える。その文が「減二等」までであつたか、「以顯軍功」までであつたか——私は前者と考えるが——はともかくとして、若し私が今迄述べてきた第三形式なる詔の形態が大綱として認められるならば、武功爵制定の詔も、漢書武帝紀の「議為令」の文言が原初の形であることが承認されるであらう。

このほか「具為令」の文言のついた詔が宣帝の元康三年六月にあるが、この詔については後に述べよう。

第三形式の初にあたる詔に「具為令」「議為令」などの文言のあるものが一つの形式であることは以上の通りであるが、第三形式にあたる詔がすべて原初においてはこの文言を持っていたかどうかは確言できない。例えば先にふれた武帝元朔五年六月の博士弟子の官員を置く詔には

太常議與博士。

と、討議すべしと命じてはいるが、「為令」とはいわないし、高祖十年の天子所服第八も、「群臣をして天子所服を議せしめよ」と命じているのみで、その答申には相国以下が將軍等と議して奏上すとある。武帝元朔元年十一月の、孝廉者を推挙しない郡国二千石の罪を定めることを命じた

詔も、

其與中二千石禮官博士議不舉者罪

と議する事を命じ、武帝紀では「有司奏議曰」云々と覆奏の事を述べている、その文末には

今詔書昭先帝聖緒、令二千石舉孝廉、所以化元元、移風易俗也、不舉孝、不奉詔、當以不敬論、不察廉、不勝任、當免、奏可。

と作っている。この奏可は、申すまでもなく、奏請に対して、制曰可とあった事を節略したもので、この詔自体第三形式に属するものであるが、ここでも議することを命じただけになっている。また、武帝紀建元元年冬十月の条に

詔丞相御史列侯中二千石二千石諸侯相、舉賢良方正直言極諫之士、丞相縮奏所舉賢良、或治申商韓非蘇秦張儀之言、亂國政、請皆罷、奏可。

とある記事は、第三形式の順序をふんでいるもので、或いは賢良等の推挙に関して議することを命じた語が存したかも知れない。また哀帝紀綏和二年六月の詔に

制節謹度、以防奢淫、爲政所先、百王不易之道也、諸侯王列侯公主吏二千石、及豪富民多畜奴婢、田宅亡限、與民爭利、百姓失職、重困不足、其議限列。

とあり、

有司條奏諸王列侯得名田國中、列侯在長安、及公主、名田縣道、關内侯吏民名田、皆無得過三十頃、諸侯王奴婢二百人、列侯公主百人、關内侯吏民三十人、年六十以上、十歲以下、不在數中、賈人皆不得名田爲吏、犯者以律論、

諸名田畜奴婢過品、皆没入縣官。

とあるものは、奏可の句を欠くが、議することを命じられて有司が奏上した第三形式に属する詔とみられる。

武帝元朔六年六月の武功爵をおく際の詔が、史記平準書においては「議爲令」でなく「議令民得爵云々」と節略されていたが、漢人である、しかも当の武帝時代の人である司馬遷が、こういう節略の法を行っている事実は、漢書のこれらの詔も、既に節略して地の文に吸収されている以上、原初においては元朔六年六月の詔の例と同様「議爲令」の文言を附されていたかも知れない。この推測は決して不可能ではないであろう。しかし、今日我々が持つ典籍に記載された資料からいえば、そこまで推測を進めるのは穩当ではない様に思う。従って私は、元朔六年六月の詔の様に具體的な異同のあるものは別として、議することのみを命じた詔も第三形式の初めの詔の文体として有り得るとみたい。要は文意からすれば、いずれにしても皇帝の意志の指向をしめし、その実現の為に立法を命ずるという第三形式には変りはないのである。ただ、後の立論のためにここで明言しておく必要があることは、「具爲令」等の文言は、今述べた通り、現在の典籍資料にないからといって、当初からないとはいきれないし、その文言が現在の資料にないものでも、形式上第三形式に属するものがある——換言すれば文言の有無に拘らず、内容上、即ち手続上同じ効果を待つ詔がある——以上は、現在の資料にみえる文言の有無によって詔の性格を判定できないということである。従っ

て、現在「具為令」「議為令」等の文言のある詔のみが令典に加えられたという様な判断は事実を誤まる危険があるということである。

次に、先に挙示した博士弟子を置く際の覆奏文の末尾に注目しておきたい。そこには、

請著功令、佗如律令。

となっている。これは、従来の律令の規定のほかに、新たにこの覆奏文に述べた丞相・御史・太常・博士等の論議の結果を功令に著けたいという上請で、その奏請が制可されたわけである。何となれば、奏請の内容が、今までの律令にないものであれば、「佗如律令」の文言はない筈である。こういう考えにもとずいて私は、先に発表した「居延出土の詔書冊と詔書断簡について」の中で、^⑨居延漢簡一七九、五、三三二、九簡（拙稿簡^⑨）の

□符令制曰可孝文皇帝二年七月庚辰下凡六十六字の簡文を、符に関する事を決めた詔の末尾と断定し、この前には符に関する具体的内容が存したに違いないとみたのである。

こういう例を一つの原則と仮定すると、漢書刑法志の景帝中六年に籒令を定めた詔に少し疑問が生じる。漢書景帝紀では

惟酷吏奉憲失中、迺詔有司減笞法、定籒令、語在刑法志。として、刑法志にゆづっているが、刑法志では

至中六年、又下詔曰、加笞者、或至死而笞未畢、朕甚憐之、其減笞三百曰二百、笞二百曰一百、又曰、笞者所以

教之也、其定籒令、丞相劉舍、御史大夫衛綰請、籒長五尺、其本大一寸、其竹也、末薄半寸、皆平其節、當笞者答臀、毋得更人、畢一罪、乃更人、自是笞者得全。

と記し、相当節略されて原形を崩している。しかし、今迄本稿に挙示してきた例にてらせば、これは第三形式の節略であることは明らかである。そうすると、帝の詔の中に、「其定籒令」と、令の名前を明示する場合もあることになる。刑法志のこの場所の節略は大幅になされているけれども、「定籒令」の句が原初は丞相御史大夫の請の末尾にあったとはいえないから、皇帝が令名を指定することもあると考えねばならぬ。

さてここで、本節はじめに引用した肉刑廃止の詔のEと博士弟子を置く詔のDとの文章を改めて注目してみよう。Eにおいては「功令に著けんことを請」うており、Dにおいては「功令に著けんことを請」うている。そしてその上請が可とされ承認されたのであるから、当然律に定められ、或いは功令に著けられた筈である。そうすると、これらのE、Dの文中には漢律、及び漢の功令の文が含まれていることになる。ところが、今日までの漢律、漢令の研究では総べての人がこの事実を認識して論を立てているとは思われない節がある。例えば程樹徳の「漢律考」のたてまえからいえば、当然その三、律文考の中に律及び功令の佚文として加えるべきであるのにその配慮がなされていない。この事実をふまえて議論を立てている様に見受けられるのは沈家本の論である。

沈家本はその著「律令」巻二で具令及び著令の文言に注目しているが、「漢律摭遺」巻十九刑法考の中に「功令」の一項をたて、「能通一藝以上」より「而請諸不稱者罰」まで、及び「禮掌故」より「補郡屬」までの二文を挙げ、按公孫原議、請著功令、必已編入令中、唯令文詳略如何、不可考。

としている。沈家本自身が認めている様に、令文としての採り方が妥当かどうかは別として、この文を功令の遺文として指摘していることは卓見である。沈家本は、功令のほかになお養老令の項を設けて、文帝元年の詔に続く有司の請（本稿一一頁所引）より「令縣道」以下「不用此令」にいたる文を掲げている。これは、詔文の「具為令」の文言と、それに対する「使其備為條制」という顔注とより推論を進めたものであり、沈家本は恐らくこの詔から着想を得たのではないかと想像される。また、同巻二盜律の条に「受所監」の項をたて、前掲（一一頁）景帝元年の詔と廷尉、丞相の議とを掲げ、按自吏及諸有秩以下乃是改定之律文也。としてゐる。

私は、沈氏の卓説に対して深い敬意を抱くものであるが、ただその卓見が、必ずしも「漢律摭遺」全篇に一貫していない点を惜しむのである。すなわち、若し、先述の私見と同じ立脚点に立つならば、「功令」を挙げるならば、肉刑廃止の際の有司請文中にある律文も、一応は律佚文として掲ぐべきであるが、巻九、具律一においては、そういう配慮がない。次に、先引の様に功令を指摘しておきながら巻

十七の尉律の条で、「博士置弟子員」の項をあげ、元朔五年の詔をひき、

按此取人之又一途也、博士置弟子而經學始昌明矣。

としているが、この詔があつて、具体的に決定された制度が先の功令に著されているのだから、これは尉律に著されたのではなく、尉律の条に掲げるのは誤まりであり、詔と奏請制可との關係が明確に把握されてはいない。⑥

このように考えてくると、肉刑廃止の詔は律の改正であり、博士弟子を置く詔は令の制定であることは明白である。従つて、以上の論ずる所によつて、私のいう第三形式の制詔は律令の制定、改正の場合に多く用いられたことが明らかになつたと思う。

それでは、律令の制定、改正は必ず第三形式によつたのかといへば、そうではなく、第一形式による場合も当然あつた。例えば既に引いた景帝中六年の笞数を減ずることを命じた詔は、笞三百を二百に、二百を一百に減すべきことを、帝意を以て命じ、有司の奏請をまてはいないから、明らかに第一形式によつて律が改正されている。しかし、この詔はともかくとして、第一形式によつて律令を制定、改正する場合に注目される文言は、「著為令」という文言であらう。このことについては、中田薫博士の論があるから、次節においてとりあげてみよう。

四 著令と具・議令について

中田薫博士は大著「律令法系の發達について補考」⑦下

篇律令の研究において漢の律令に關しても卓抜な見解をしめされたが、その中で漢代の詔と令との關係について大略の様な説を述べられている。

「漢代においても天子の命たる詔令は必ずしも総て令典に追加編入されたものではな」く、「その大多数は臨時の詔令に過ぎない。他方将来永く遵行すべき永続的効力を有する重要詔令には、その文中又は結尾に、特に定令、著令、具為令、著於令、定著令、定著於令、著以為令等の著令文言が附加されていることを看過してはならぬ。」此の如く詔令には兩種形式の別があることを考えれば、帝の死後令典に編入さるべき詔令は、その生前に著した著令詔だけに止まると解すべきである。」

中田博士は、詔の文中、又は結尾に著令文言のあるものとなしものとを區別し、この文言のあるもの限り、帝の死後令典に編入されたという一つの仮設を提出されたのである。この仮設は、博士自らが「従前の学者中漢代の詔令に如上の兩形式の別のあったことを気付いたものは一人もない。自分は此區別を認識することこそ干支令成立過程を解決する唯一の鍵であると信ずる。」と自負されている通り、極めて重要な指摘であつて、拙稿などもこの博士の仮設があつてこそ着想を得たものである。ただ、次の三点に問題が存する。その一は、著令文言として法的に正確な概念を、特に著令文言を有する詔のみが令典（中田博士の所謂干支令）に編入されたというような概念を設定しはしなかつたけれども、實質的にこの文言を指摘したのは沈家本

であることである。その二は、著令文言の中に「具為令」の文言を同じものとして加えられたことである。その三は「議為令」の文言を看過されたことである。第三点の「議為令」の文言については、前節に述べた。第二点の「具為令」の文言については、やはり前節でふれているが、「著為令」との區別については以下に述べるであろう。そこで順序として、第一点の沈家本の説に關してまず紹介しておきたい。なお、目的が異なるから、中田博士の干支令と詔との關係についての説に対する私見は本稿では述べない。

沈家本は「律令」卷二において「具令 著令」の項をたて、文帝元年三月の養老詔中の具為令、景帝元年七月の詔中の議著令の二例を挙げ、顔師古漢書注、廣雅釈詁その他の語釈を列挙して、

著令とは明らかに之を今に書く也……凡そ新定の令は必ず先ず具し、しかる後之を著す。必ず明らかに書し、旧令の内に附するなり。

と書いている。著令文言の有無によつて詔を分類してはいないが、著令文言と令典との關係は、既に注意しているわけである。ただ惜しむべきは、具為令と著為令の別が明確ではない。具為令は、前節に述べた通り、關係官僚に立法を委託する命令であつて、議為令に近い文言であり、第三形式をとつて始めて立法手続が完成する。それに対して、著為令は、次の如き例が存在する。

一 制詔御史長沙王忠其定著令 漢書吳芮傳

二 高年老人所尊敬也、寡寡不屬速者人所哀憐也、其著令年八十以上及孕者未乳師朱儒、當鞠繫者頌繫之。

漢書刑法志景帝後三年。

三 夫赦令者將與天下更始、誠欲令百姓改行潔己、全其性命也、往者、有司多舉奏赦前事、累增罪過、誅陷亡辜、殆非重信慎刑、洒心自新之意也、及選舉者、其歷職更事有名之士、則以爲難保、廢而弗舉、甚謬於赦小過舉賢材之義、諸有臧、及內惡未發、而薦舉者、皆勿案驗、令士厲精鄉進、不以小疵妨大材、自今以來、有司無得陳赦前事、置奏上、有不如詔書、爲虧恩、以不道論、定著令、布告天下、使明知之。

漢書平帝紀元壽二年九月。

四 大司馬新都侯莽、三世爲三公、典周公之職、建萬世策、功德爲忠臣宗、化流海內、遠人慕義、越裳氏重譯獻白雉、其以召陵新息二縣戶二萬八千、益封莽、復其後嗣、疇其爵邑、封加如蕭相國、以莽爲太傅、鞅四輔之事、號曰安漢公、以故蕭相國甲第爲安漢公第、定著於令、傳之無窮。

漢書王莽傳上、元始元年正月。

五 蓋夫婦正、則父子親、人倫定矣、前詔有司復貞婦、婦女徒、誠欲以防邪辟、全貞信、及耗悼之人、刑罰所不加、聖王之所制也、惟苛暴吏、多拘繫犯法者親屬、婦女老弱、搆怨傷化、百姓苦之、其明赦百僚、婦女非身犯法、及男子年八十以上、七歲以下、家非坐不道、詔所名捕、它皆無得繫、其當驗者即驗問、定著令。

漢書平帝紀、元始四年正月。

六 令云、人有產子者復勿算三歲、今諸懷妊者、賜胎養穀人

三斛、復其夫勿算一歲、著以爲令。

後漢書章帝紀元和二年。

右の六例は制詔の本文に著令文言の明らかに存するものである。このほか、原初の詔の形式は崩れているが、恐らく著令文言があったらうと思われる記事として、

初、高后時、患臣下妄非議先帝宗廟寢園官、故定著令、敢有擅議宗廟者棄市。

漢書章帝成傳。

車騎馬乏、縣官錢少、買馬難得、迺著令、令封君以下至三百石吏以上、差出牡馬、天下亭、亭有畜子馬、歲課息。

漢書食貨志下。

元帝即位、帝爲太子、初居桂宮、上嘗急召太子、出龍樓門、不敢絕馳道、西至直城門得絕乃度、還入作室門、上遲之、問其故、以狀對、上大說、乃著令、令太子得絕馳道云。

漢書成帝紀。

陽嘉四年、詔宦官養子悉聽得爲後襲封爵、定著乎令。

後漢書孫程傳。

などがある。しかし議論としては勿論先の六例によらなければならぬ。このうち一は文章が完全でないが、一と四とは個人に対して恩典を賜與するものであり、三には「布告天下使明知之」の文言があり、その他も内容よりみれば皇帝よりする一方的命令で、私のいう第一形式の詔である。すなわち皇帝は表立って官僚に咨ることなく、一方的に法令の内容を決定し、令典に著せしめ命じたのであって、「著令」「定著令」などの所謂著令文言は、皇帝が直接立法権を行使した場合に用いられているのである。

この場合もまた、現在の史料に著令文言が有るかないかによって、その詔が令典に編集されたか否かを考えるのは、本稿で既に何度か強調した様に節略があるため危険であるといわねばなるまい。一の呉芮を長沙王に封ずる詔なども分載されているように思う。この点に關しては別稿を用意しているので御参照願ひ度い。⑥

最後に具為令の文言を有する第一形式の詔の例をあけて検討しておきたい。宣帝の元康三年六月の詔に

前年夏、神爵集雍、今春、五色鳥以萬數飛過屬縣、翱翔而舞、欲集未下、其令三輔毋得以春夏摘巢探卵、彈射飛鳥、具為令。

というものがある。これは私のたてた文言の基準からいえば具為令とあるからには、このあとに有司が当然論議をして制可を得る第二形式が続いた筈であるが、その文は全く史書に欠けている。内容が内容だけに史書が採録しなかつたのだといえればそれまでだが、この詔文以上に何を論議する必要があるかといえれば細則を決める以外に必要はなさそうであるし、適用される地域が三輔に限られる点もいささか他の令とは違ふ様である。しかるに漢書補注に引く蘇輿の説に

上祇一事、不當言具、疑著字、音近而譌。

とあることは注目に値しよう。蘇説では、決められた事項が一事であるから具というべきでなく著というべき所だといふわけである。著の場合は一事のときであるといふことは、大体例からいえるようであるが、逆に解釈して二事以

上は具を用うというには例が少ないことがこの説の弱点である。しかし、具為令のままでは落着が悪いという説が他に有ることは私としては心強い。従つて私は、この詔は、第三形式の後半が採録されていないか、そうでなければ具の字は著の字の誤まりであると考えておきたい。

以上の如く考察してみると、漢代律令の佚文について、次のような憶測が可能になるのではなからうか。というのは、私は私がかねてより、漢律、漢令の佚文の長さが不揃いであることを不思議に思つていた。勿論、佚文の中の多くは断章片句で完全でないから問題外であるけれども、

大逆不道父母妻子同産皆棄市

敢蠱人及教令者棄市

などという、ほぼ全文が存して、しかも歯切れのよい佚文と、説文序にひく尉律や、平帝紀如淳注に引く伝に關する律などの様に、比較的長文でありながらも締まりのない佚文とがあることは大體の傾向としては是認できる。こういう違いが何故おこるのかという素朴な疑問であるが、その理由が、立法手続の違いによつて生ずるといえるように思ふのである。概論的にいって、第一形式で出された律令は文が短かく、第三形式で出されたものは文が長くなることは、本稿の例示によつてみれば明らかであるが、これが律文にも長短二つの傾向を残したのではあるまいか。なお、第一又は第三形式で公布された詔が、そのまま全文律令となつたか、必要な部分だけを切離して律令典に編入したか、更に切離した上で多少の字句の更改を加えて律令典に編入

したか、という点は種々の問題と連鎖しているから本論文では論断する段階でない。ただし、若し必要な部分を切離すとすれば、詔文の上から考えても律文の上から考えても、第一形式にあつては詔文中に多く見られる「其」「今」「諸」等の文字以降であらうし、第三形式にあつては「請」の文字以降であらうということを、蛇足乍ら附記しておく。

五 結 論

本論文に論証してきたことは次の様な条項である。

一 漢代の詔書はその内容から帰結すると三形式に分類できる。

二 第一形式は皇帝が自らの意志で一方的に命令を下す場合で、「布告天下使命朕意」、「以稱朕意」などの文言が附くことがある。施政の方針の宣言、恩典の賜與、官僚の任免等には多くこの形式が用いられるが、立法権を發動した時は「著令」、「著為令」などの文言をつけるべきがある。

三 第二形式の詔は、官僚が委任されている権限内で発意した献策が認可され、皇帝の命令として公布される場合で、官僚の奏請があり、制可の王言が付くのを原則とする。これは行政事務の範囲内で処理できる事項が多い。

四 第三の形式は、皇帝が一部の官僚に政策の大綱、又は意志の指向をしめし、詳細な立法を委託した場合に用いられ、第一形式と第二形式とが複合したものとなるが、

その時の第一形式の詔の末尾には、「具為令」「議為令」「議著令」などの文言がつく。そして、官僚の覆奏文中の新しい律、令等の文は、当然制可されれば、法典に加えられる。

五 中田薫博士の提唱された(而して沈家本も部分的に指摘した)著令文言は、結論二・四より、「著令」と、「具令」、「議令」とを区別せねばならない。「著令」詔の場合は詔文中に法典に載せられるべき文を含むが、「具令」詔、「議令」詔では、覆奏文中にその文を含むからである。

六 史書に採録されている詔文は、節略、分載が指摘される。従つて現存の詔文に著令文言がないというだけの理由で、その詔が令典には載せられなかつたと断ずるのは危険である。

七 節略・分載がある関係から、書式の上から制詔を制書か詔書か判明することは困難である。

しかし乍ら、第二形式は明らかに詔書の一形式であることは「独断」の記載に照らしてあやまりない。更に、列挙した例をみるとわかるように、第一形式の詔はほぼ制書であると断定してよい。従つて第三形式は制書と詔書の複合したものといつてよい。

以上に要約した結論が果して正鵠を得たものかどうかは諸賢の御批判をまたねばならないが、私は現段階において得た一つのみとおしを最後にしるしてあわせて御叱正を得たいと思う。

漢代の立法は、第一形式及び第三形式の両形式によつて

なされたが、この立法手続は、前後漢を通じて行なわれたと思われる。後漢書の舒述方法が、前漢書と異なっているため、第三形式の遺文は適当なものが見当たらないけれども、第一形式の著令詔は、中田博士の指摘された章帝時代よりも後れて順帝陽嘉四年にも例が有り、まず漢代をすべておおうものと考えられる。そして注目すべきことは、第一形式の詔と第三形式の詔といずれの手続によるばあいでも、それによって作られた法に軽重の差をつけていないように思われるのである。このことは、法条文の極端な増加を結果した。特に漢令の条文の増大した事は前漢から既に問題になって、宣帝時代に于定国等による法条の整理が行なわれ、章帝時代には陳寵等が整理を行っているが、それらの記事によって従来から一般に認識されている。私の本稿における考証は、その事実を別の側面から証明することになるであろう。従来知られている漢令のほかに、漢簡の中には、北辺契令第七、功令第四十五の令文があるほか、符令、父老令の令名があり、武威漢簡中の玉杖十簡には、蘭台令第卅三、御史令第卅三の令名がある。しかも陳直氏が「甘肅武威磨咀子漢墓出土玉杖十簡通考」^⑩に述べる様に同十簡中の制詔がこれらの令文であるとすれば漢代の法条文の量たるや想像を絶する大量なものとなるであろう。漢代の法条文の量が増大するにもなつて、魏における律目の増加と令典編纂との意義が、益々加わってくると私は考える。それは実到大英断であると共に、法運営、立法技術の上から大きな進歩であったといえるだろう。

それでもなお、魏においては著令文言のある詔があつて法の追加が行われている。詔書による立法は、その後も永く続いている。それならば、概論的にいって、漢代と六朝以後とどういう点に違いが出てくるのかと考えるのに、一つには、第三形式の始めにある所謂具令、議令文言が、例えば晋武帝泰初二年の議通羅法詔のように「主者平議具為條制」、宋武帝大明二年七月の沙汰沙門詔のように「主者詳為條格速施行」、宋明帝泰始二年十一月崇儉詔のように「有司詳加寬惠更立科品」などと変化している事実を注目せねばならぬ。條制、條格、科品などというものが何であるか、それは新しい問題であろう。しかし、令ではないことは明白である。とすれば、ここに、法條に軽重がつけられていること、従つて、漢代における第一形式による立法と第三形式による立法の場合に軽重がつけられるように変つてきた事が重要である。ここに魏における律令典の成立を境として、法典に関する觀念の差、ひいては立法手続の差が有るように私には考えられる。

第二には、例えば唐の儀鳳六年二月五日の法典を公布する詔に、「此外並停」といって、法典以外の法條の効力を失なわしめる処置をとっていることがあるが、これも漢代には陳寵が建言しながら実現しなかつたことである。即ち陳寵傳によると、

永元六年爲廷尉、鈎校律令条文法益於甫刑者除之曰、……
今律令死刑六百一十、耐罪千六百九十八、贖罪以下二千六百八十一、溢於甫刑者千九百八十九……宜令三公廷尉

平定律令應經合義者、可使大辟二百而耐罪贖罪二千八百并爲三千、悉刪除餘令……未施行、令坐詔獄吏與凶交通抵罪。

とあるのがそれであるが、法典が確立している唐代との差が歴然と看取される。このようにみていると、陳寵が尚書呂刑を標準に法条の数を決定しようとしている考え方に陳氏の法学の傾向も看取される。がそれはともかくとして、要するに、漢代の法は、法典に関する基本的な考え方、それに立法の技術などからみて、律令法体系中、やはり未熟な、未発達な段階にあったとみなければならぬ。

〔註〕

① 神田喜一郎「支那古文書の研究」一、漢中常侍樊安贈騎都尉制書『東洋学説林』所収。

王国維『流沙墜簡』。

滝川政次郎「流沙墜簡に見える漢代法制の研究」滿洲学報六
大庭 脩「漢代官吏の辞令について」関西大学文学論集一〇
の一。

② 甘肅省博物館「武威漢簡在学求上の貢獻」考古八 一九六〇

同「甘肅武威磨咀子漢墓發掘」考古九 一九六〇

考古研究所「武威磨咀子漢墓出土玉杖十簡釈文」考古九

陳直「甘肅武威磨咀子漢墓出土玉杖十簡通考」考古三 一九

六一

武伯綸「關於馬鑿問題及武威漢代鳩杖詔令木簡」考古三

禮堂「玉杖十簡補釈」考古五 一九六一

右の各論文は、拙稿「簡牘研究文獻目錄」（史泉二二号）を編んだ時には、「考古」誌が輸入されていなかったのを見ていなかった。同目錄、ル、武威漢簡の項に補うべきものがある。

③ 大庭脩「史記三王世家について——漢代公文書の様式よりみた「研究覚書」——史泉二三・二四合併号

④ 前掲③、三八・四七各頁参照。

⑤ 前掲③

⑥ 大庭脩「居延出土の詔書冊と詔書斷簡について」関西大学東
西学術研究所論叢五十二。

⑦ 沈家本は、漢書芸文志及び説文序に引く尉律の規定を参照して、博士弟子の職掌より類推してこれも尉律の中に規定されていたと考えたであろう。私は本文中に述べてきた考察の結果から、改めて武帝紀元朔五年六月制、史漢儒林傳公孫弘奏請文のC（本稿十頁）をみなおすと、制文の最後の太常議與博士弟子とある弟子の二字は衍字ではないかと思う。

⑧ 法制史研究三所収。

⑨ 大庭脩「制詔御史長沙王忠其定著令」について（未発表）。

⑩ 前掲②

本稿は、昭和三十七年度文部省科学研究費（各個研究）の交付をうけた「漢代法制の研究」の研究成果の一部である。また、本稿の概略は、昭和三十七年十一月三日、東洋史談話大会において「漢代の詔書と律令との関係」と題して発表したものである。